



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

国家戦略特別区域 ワーキング・グループ提出資料

平成30年8月8日
厚生労働省労働基準局

いわゆるペイロールカードを賃金支払方法として認めるために必要と考えられる要件

- 労働者保護の観点から、資金移動業者のうち、以下のような要件を満たした事業者を、賃金支払業務を行うことができる事業者として、厚生労働大臣が指定することとしてはどうか。

1. 資金保全

- ・労働者の生活の糧である賃金について、安全性を高める観点から、資金移動業者に対して、資金決済法で定める資金保全の義務以上の義務(たとえば、要履行保証額の最高額の〇〇%以上の供託など)を課すこと。

2. 換金性

- ・賃金として振り込まれた金額全額を、労働者から申出があった日に、一円単位で換金できること。
- ・ATM等を利用して、日本全国どこでも、換金ができること。

3. 手数料

- ・少なくとも毎月1回以上は、労働者が手数料を負担することなく、換金できること。

4. 本人同意の前提となる使用者の義務

- ・労働者に対して、ペイロールカード以外の支払方法(現金払い、銀行口座など)を準備し、当該方法を選択できることを示すこと。
- ・ペイロールカードを選択した場合にかかる手数料、1回あたりの取引額の上限(現行は100万円)や、資金移動業者が破綻した場合に保証される資産の範囲について示すこと。

(注)このほかにも、今後の検討課程において、関係者から厳格な要件を求められる可能性がある。

- ペイロール・カード口座への賃金支払を可能とする規制の緩和については、以下の点も踏まえながら検討を行うことが必要。

1. 賃金支払の原則を満たすか

本件提案を実施するに当たっては、以下に掲げるような賃金の支払方法の原則を満たす必要がある。

- ・通貨払の原則 ⇒ 即時的な換金性があるか
- ・全額払の原則 ⇒ 確実な賃金保全がなされるか、労働者の手数料負担はあるか、
- ・毎月払・一定期日払の原則 ⇒ 資金移動業者の個別状況に左右されることなく担保されるのか

上記を踏まえ、仮に、労働者の賃金にリスクがあることが明らかになった場合には、現行制度で規定される銀行預金等への支払との比較考量が必要であることから、必要な検討を進める。

2. 全国一律対応の必要性

労働者の生活の糧である賃金の確保など「人たるに値する生活を営むための最低基準」を定める労働基準法については、一部の企業や地域において試行的に実施した上で全国的適用の是非を判断する、といった制度にはなじまない。このため、仮に本提案を実施する場合には、全国一律の対応を図ることが必要。

3. 労使間での議論の必要性

労働者のリスクが伴うルール変更については、当事者である労使間で十分に議論を重ね、納得感を得る必要。

4. 一般的な支払方法として規定する必要

賃金の支払方法は基本的ルールに関わることであるため、仮に省令改正による措置を行う場合には、特定の事業者のサービスのみを対象とするのではなく、一般的・客観的な賃金の支払方法として規定する必要。